令和８年６月

丸亀市農業委員会定例総会

議事録

令和８年６月１９日開会

丸亀市農業委員会

令和８年６月　丸亀市農業委員会定例総会　議事録

開催日時　令和８年６月１９日（金）　午前１０時００分～午前１１時２０分

開催場所　マルタス　１階　多目的室２

出席委員　３５人

農業委員　１１人

１．大西　貴久	６．和泉　弘美	１１．竹内　章雄	１５．尾﨑　義美
３．尾野　弘季	７．山根　三枝子	１３．竹田　久義	１６．松下　孝江
５．平山　康生	１０．小松和貴子	１４．松永　哲夫	

農地利用最適化推進委員　２４人

１．元木　繁雄	８．戸張　正典	１６．横山　隆一	２５．古竹　義弘
２．西山　孝	９．宮前　千代秋	１７．田中　正隆	２６．村山　雅美
３．廣瀬　義文	１０．山口　好則	１９．喜來　聖則	２７．徳永　善史
４．一本松　学	１１．須藤　誠一	２１．山本　清秀	２８．竹林　俊一
５．齋藤　純子	１３．大野　忠志	２２．深井　正隆	２９．山本　敏一
７．守家　祥司	１４．高木　久義	２４．竹林　隆	３０．三谷　孝治

欠席委員　１１人

農業委員　５人

２．田中　浩信	８．冨田　等	１２．松永　哲之
４．内田　久夫	９．牛田　均	

農地利用最適化推進委員　６人

６．坂井　清照	１５．田羅間　勲	２０．新居　勉
１２．大西　浩	１８．宮武　俊博	２３．佐藤　久男

農業委員会事務局出席者

事務局長　松本　尚喜　　事務局次長　山田　健司　　主　査　　佐々木武志

副 主 幹　香川　稔　　主　査　　能田　昌吾

その他の出席者

丸亀市農林水産課　担当長　　造田　忠彦

丸亀市農林水産課　主　査　　西山　善行

議事日程

農政に関する議題

１　農業振興地域整備計画の変更について

２　地域計画の変更について

３　「令和９年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」県提出について

４　その他

報　告

１　定例農家相談会の開催結果について

２　その他

土地に関する議題

議案第３１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第３２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

議案第３３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第３４号　非農地証明願について

議案第３５号　許可後の事業計画変更申請について

報　告

報告第１３号　農地法第３条の３の規定による届出について

報告第１４号　農地法第１８条第６項の規定による通知確認について

その他

令和８年６月丸亀市農業委員会定例総会議事録　午前１０時００分　開会

●事務局長（松本尚喜君）

おはよう御座います。定刻がまいりましたので、只今から令和８年６月の農業委員会定例総会を開会致します。着座にて失礼します。本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず、総会の次第、地域計画の変更に係る書類、貸付申出リスト及び地図、最後に、普及センターだよりを置かせて頂いております。また、事前にお送りしています議案等書類もお出しください。推進委員の皆さま、総会出席は、最適化活動に該当しますので、本日出席した件、活動記録簿に御記入ください。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

おはよう御座います。今月の総会は、場所も時間も替わりましたので、戸惑った方もいらっしゃるかも分かりません。また、今、田植えシーズンで、農業委員さん、推進委員さん、何名かが欠席されております。私も昨日から代掻きを始めておりまして、大変な時期でお疲れのことと思いますが、宜しくお願いしたいと思います。それでは、本日の出席委員は 11 人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告致します。本日の議事録署名委員は、7 番 山根委員と 10 番 小松委員にお願い致します。それでは、農政に関する議題にはいりたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（松本尚喜君）

はい、農政に関する議題といたしまして、農政に関する議題として、1　農業振興地域整備計画の変更について、2　地域計画の変更について、3　「令和 9 年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」県提出について、4　その他です。以上、御審議のほど宜しくお願い致します。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題 1 農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君）

こんにちは、農林水産課 西山と申します。丸亀市農業振興地域整備計画の変更申出につきまして、御報告差し上げます。今月、除外申出 1 件を受付しております。早速ですが、資料をお手元に御用

意下さい。資料①変更等理由書、資料②位置図を御覧ください。

【番号 06-1 の案件説明】

以上、除外 1 件の申出で御座います。変更区分、地域別の内訳は、総括表の 2 ページに記載させて頂いております。以上、宜しくお願い致します。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、農業振興地域整備計画の変更につきましては異議のないものと致します。西山さん、ありがとう御座いました。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議題 2　地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

皆さんおはよう御座います。農林水産課の造田です、宜しくお願い致します。6 月 10 日締切分の地域計画変更申出が提出されましたので、御報告とともに反対意見が無ければ地域計画変更手続きを進めさせて頂きたいので、宜しくお願い致します。いまから説明させて頂く農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており、除外の同意は頂いております。それでは、地域計画変更に係る資料ですが、全部で 3 部御座います。地域計画変更等理由書（総括表）とそれに対応する位置図、それと地域計画変更（案）、この 3 部で説明させて頂きます。最初に、地域計画変更等理由書（総括表）と位置図を御覧ください。

【番号 1～8 の各案件説明】

今後のスケジュールですが、こちらで反対意見がなければ、香川県農地機構にも御意見を伺います。そこでも反対意見がなく、意見書が揃ったところで、地域計画変更案の公告縦覧を 2 週間行います。そちらでも意見がなければ、7 月 20 日頃に地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、8 月 5 日締めの農地転用の申請手続きを行ってもらうこととなります。ですので、地域計画変更後、転用事業者がスムーズに申請すれば、2 か月後の 8 月 20 日の農業委員会定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることと

なります。説明は以上になります。何か御質問はありますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものと致します。造田さん、ありがとう御座いました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとう御座いました。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題 3 「令和９年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」県提出について、事務局よりより説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

皆さんおはよう御座います。農業委員会事務局の山田です。どうぞ宜しくお願い致します。それでは、事前にお送りしております「令和 9 年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」県提出への要望についてという資料を御覧ください。委員の皆様には切実な御意見、御要望を多数御提出頂き有難う御座いました。今回は、県提出向けの御意見を農業委員会の主要業務である「農地の集積集約」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規就農促進」の三つのテーマ及び、その他の計四つに分けて整理集約を致しました。本日の総会で承認されましたら農業会議に提出したいと思います。農業会議では、各市町から提出された意見を 7 月の常設審議委員会で検討し、8 月下旬に県知事宛に提出する予定です。なお、頂いた意見の中で市向けの要望、提案も多く御座いました。こちらにつきましては、9 月に役員会に諮ったうえで、提出案を同月の総会で承認頂き、10 月に市長及び市議会議長に提出する予定です。それでは、要望書について、簡単に説明させて頂きます。まず 1 枚目、要望①について、提案理由を読み上げさせて頂きます。担い手への農地利用集積・集約化について、県下では令和 7 年度より、地域計画の実現・更新を軸にした農地利用の最適化に向けた強化運動が実施されており、その要となる「耕作者不在農地のマッチング業務」においては、農業

委員会・市・農地機構等が連携を図り、担い手を掘り起こし、農地の集積・集約化等を着実に進めていくことが重要と考える。これまでの活動状況として、必然的ではあるが、条件が比較的良い農地に関しては借り手が見つかりやすい傾向にあるものの狭小・不整形地な農地は、極めて借受けが困難な状況にある。また、耕作者不在農地に対する相談件数は年々増えており、関係機関の連携強化はもとより推進体制の充実が求められる。これに対して、下段の提案内容ですが、読み上げます。担い手への農地の集積・集約化を図る上で、本市の平野部や中山間部にかけては、狭小農地が比較的多く存在しており、貸借への大きな障壁となっている。県では令和８年度より、小区画農地の解消に向け、丸亀市をモデル地区に指定し、先行的に整備を実施していくとの方針であり、畦畔の除去、農道・水路等の整備など区画拡大による効率化が図られ、優良農地の確保、また、地域計画の実現にもつながることから、本市をはじめ県内全域での実施計画を本格化して頂きたい。加えて、耕作者不在農地にかかるマッチング業務を今後、より推進していくためにも、特に、農地機構の機能強化に向けた人員確保を検討の上、国に対しても強く要望して頂きたい。これに関しましては、小区画農地の解消については、県が計画する整備事業の概要が掲載された四国新聞の記事を、本日の資料として配布しておりますので、また、目を通して頂ければと思います。それと、今、委員の皆様にも耕作者不在農地のマッチング業務に御尽力いただいておりますが、事務局、また農地機構においても業務量が増加してきております。今回は、県向けの意見書ですので、農地機構の体制強化を要望しております。1枚めくっていただいて次のページを御覧ください。2番目 遊休農地の発生防止と解消について、上段提案理由を読み上げます。地域計画に基づき、担い手への農地集積・集約化が進められているが、全ての農地が稲作や作物の作付けに適しているわけではない。特に、狭小地や不整形地、水利条件が悪く、機械搬入が困難な農地は、受け手不足により、結果、耕作放棄地増加の一因となっている。このような条件不利農地では、収益性を重視した利用では対応が困難なケースもあり、地域の実情等に応じた農地保全について検討する余地があると考える。これに対して下段の提案内容を読み上げます。遊休農地の中でも条件不利地については、収穫や収益確保を前提とするのではなく、レンゲ・菜の花畑等の景観形成作物や、アートを取り入れた農地保全を行っている地域も見受けられる。また、所有者不明農地に関しては、地域共同体による耕作や草刈り等の保全管理が今後、必要性を増してくる可能性も拭えないところではある。地域の農地を守るべく、こうした取組を自治会やコミュニティ、団体等が担った場合、その負担軽減につながる支援制度の創設や多面的機能支払制度の見直し（交付単価の増額等）についても併せて検討頂きたい。現在、各地区においては、農道やため池の草刈り、水路の井出ざらい等を自治会などが行っている地区が多いかと思われます。耕作放棄地が今後も増加することが懸念されており、状況に応じては、

こうした管理不全な農地を地域が管理していく必要性が全く無いとも言えないことから、制度の創設・見直しを要望といたしました。次のページを御覧ください。3 番目 新規就農の促進についてです。上段提案理由を読み上げます。2025 年農林業センサスによると、農業を主な仕事とする基幹的農業者が 103 万 6 千人と 5 年前の調査より約 32 万 7 千人（25%）減少。そのうち 65 歳以上が 7 割を占め、食料安全保障の根幹である生産基盤の脆弱化が浮き彫りとなっている。この危機的な状況を少しでも改善していくためにも、人の命を養う農業がいかに大事でやりがいのあるものかを、未来の担い手となる子どもたちに理解してもらうことが重要である。これに対して下段の意見内容ですが、香川県には「さぬき讃ベジタブル」や「さぬき讃フルーツ」に代表されるように、全国に誇れる農産物が数多くある。この県産オリジナルの品種や伝統野菜について、子どもたちにも広く知ってもらうとともに、栽培等に関しても身をもって体験できる機会の提供が必要と考える。現在、県下の小中学校では総合学習、あるいは、コミュニティスクールによる地域学校協働活動が行われているが、その一環で農業体験の場を増やして頂き、子どもたちや若い世代に農業への理解と愛着を育んでもらい、後継者の確保につなげて頂きたい。市内の学校では、総合学習の一環で、田植えや稲刈りなどの農業体験が取り入れられているようですが、学校側もやるべき課題が増えて、以前に比べ、かなりその数が減っていると聞いております。しかし、地域の農家さんや住民が教育現場と関わりを持つことで、食や農業への関心も高まり、中には担い手候補になる子どもたちが増えてくることを期待したいと考えます。最後 4 つ目 その他として 3 点、挙げております。上段一つ目ですが、農業委員会の業務に関しては、従来の農地パトロールや利用意向調査に加え、耕作者不在農地の利用調整（マッチング業務）が新たに加わった。委員の活動目標日数も月 6 日から 8 日に増えるなど業務が拡大している。これに対して下段の意見内容ですが、「地域計画」に基づき、市内の優良農地を保全するため、農業委員・推進委員のより積極的な活動が求められており、それに見合う報酬や活動費の増額が必要と考える。国に対しても、交付金の見直し・拡充を求める要望をお願いいたしたい。次に、上段二つ目、相続未登記の農地では、相続人が県外に転出したり、または相続人の所在が不明となったりする所有者不明農地が全国的な問題となっている。そうした未相続農地では十分な管理が行き届かず、農地パトロールおいても再生困難な農地として判断するケースが増えてきている。これに対しまして、下段になりますが、令和 6 年 4 月 1 日から不動産取得した相続人に対し、その取得を知った日から 3 年以内に相続登記の申請が義務化となったが、現段階では、法務局の登記官が申請義務違反の事実を把握しても、直ちに裁判所への通知は行わず、あらかじめ申請義務を負う者に催告を実施するとなっている。ただ、そうした動きや成果が実態として見えてこない面もあることから、国等へ相続人申告登記を順次、進めてもらえるよう促していただきたい。

上段三つ目、宅地化による農地の減少が進行する一方で、空き家は増え続けている状況である。住宅や施設と隣接する農地では、日照等の関係で営農に支障が出ている反面、非農家からは雑草や害虫被害の苦情も多くなっており、農家と非農家がお互いに不便さを感じている。これに対して、下段三つ目、農振農用地区域内であっても、転用許可に係る審査基準を満たせば許可の対象となる。しかしながら、そこが発端となり、宅地化が徐々に広がっていく可能性が少なからずあるのも事実である。難しい問題ではあるが、こうした状況を未然に防ぎ、地域の優良な農地を守るためにも審査基準等の厳格化あるいは改定を検討できないか。以上、三つのテーマ及び、その他の計四つの点に関して、要望をさせて頂きたいと思います。今回の要望では、地域の農地と農業を守っていくために、現在、皆さんに取り組んで頂いている活動に対する課題や、地元の農家さんからの切実な声に基づく意見が多かったように思います。農業を取り巻く情勢は、依然として厳しいですが、地域農業が持続可能なものであるためにも、農業委員会組織からも県、そして、国のほうへ声を届けることが必要であると思いますので、以上を意見として農業会議に提出したいと思います。御審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

今、山田次長からの説明が終わりましたが、適切に纏められていると思います。提案された方でその提案内容などが違うとか、或いは、今回の提案に関して追加して欲しい事がある場合は仰ってください。なお、先ほど申し上げましたように、ここで取り纏めたものを国、県へ要望致します。何か御意見は御座いますでしょうか。また、これが終わりましたら、秋になりますけど、市に対して、個々の要望も行うこととなっております。今回、皆様からの要望が少なかったのですが、丁寧に取り纏められていると思いますので、これで進めさせて頂きたいと思っておりますが、御意見等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御意見もないようですので、「令和 9 年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」として、県提出分として県農業会議に対し、提出することと致します。先ほど申し上げましたように、市向けの意見につきましては、役員会に諮りまして、9 月の総会で審議し、10 月の総会終了後、市長、市議会議長に提出致しますので、まだ、意見を出されてない方がおられましたら、御提出を頂けたらと思います。それでは、その他の議題は御座いますか。

●事務局長（松本尚喜君）

御座いません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告をお願いします。

●事務局長（松本尚喜君）

はい。失礼致します。報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告致します。次第の裏面を御覧ください。飯山市民総合センター開催分は 5 月 27 日 松永会長で、市役所本庁開催分は 6 月 5 日 尾野副会長で、綾歌市民総合センター開催分は 6 月 10 日 竹内副会長で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行いました。飯山センターで 1 件、綾歌センターで 1 件の相談がありました。相談内容について、簡単に御紹介を致します。飯山センターの相談内容ですが、将来的に農地の処分を考えているが、まずは、借り手を探して欲しいといった相談でした。回答といたしましては、農地の形状などから、借り手の選定は難しい事を承知の上で、貸付申出書を出して頂きました。今月の貸付申出リストに入っております。これと並行して、不動産会社に相談してみるとのことでした。次に綾歌センターの相談内容ですが、井出ざらいや池等の草刈が負担になっており、農地を手放したいとの相談でした。圃場整備済みの農地なので、宅地転用は難しい事を伝え、買い手を見つけるには、まずは地元の松永委員に相談してみるよう提案しました。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は 6 月 29 日月曜日 尾﨑委員さん、市役所本庁開催分は 7 月 6 日月曜日 平山委員さん、綾歌市民総合センター開催分は 7 月 10 日金曜日 松永委員さんの担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告に対して何か御質問、御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようです。事務局、その他報告事項はありますか。

●事務局長（松本尚喜君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。次に土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（松本尚喜君）

失礼致します。土地に関する議題といたしまして、議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 34 号 非農地証明願について、議案第 35 号 許可後の事業計画変更申請についてで御座います。報告といたしまして、報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてで御座います。以上、御審議、宜しくお願い致します。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、議案書の 1 ページを御覧ください。位置図と一緒に御確認を宜しくお願いします。議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 16 件です。

1 番　田村町・・・合計面積 90.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、自家消費用としてブロッコリーやニンジンなどの季節の野菜を作付けする計画です。従事者は本人とその妻で、二人で年間 160 日の従事日数を見込んでいます。譲渡人である義父が所有する耕運機等を借りて耕作する予定で、譲り受ける農地の横に住居を建築する計画が出ており、通作に関しても問題ないと考えます。

2番　郡家町・・・合計面積1,925.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稲を作付けする計画が提出されています。

3番　三条町・・・合計面積862.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稲を作付けする計画が提出されています。

4番　三条町・・・合計面積210.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

5番　飯野町東分・・・合計面積24.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人と譲受人が所有する自作地を相互に交換し、無償での所有権移転を行うものです。申請地で水稲を作付けする計画が提出されています。2ページをお開きください。

6番　飯野町東分・・・合計面積24.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、先程５番の交換する農地のもう一方になります。申請地で水稲を作付けする計画が提出されています。

7番　垂水町・・・合計面積354.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、自家消費用のトマトやきゅうり、ナスなどの野菜を作付けする計画が提出されています。主な従事者は、譲受人本人で、年間360日の従事日数を見込んでいます。住所が県外となっていますが、申請農地に隣接する住宅を購入する予定で、通作に関しても特に問題ありません。農機具等は保有しておらず、手作業で行うということです。

8番　土器町西一丁目・・・合計面積1,148.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稲を作付けする計画が提出されています。3ページをお開きください。

9番　綾歌町岡田東・・・合計面積5,233.30㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

10番　綾歌町栗熊西・・・合計面積6,781.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、水稲や麦、季節の野菜を作付けし、農協に出荷する計画が提出されています。主な従事者は、譲受人とその夫で、二人で年間300日の従事日数を見込んでおり、譲り渡し人が協力してくれます。元々実家が農家で、お二人とも農作業の経験があり、トラクター・耕運機を所有し、田植え機とコンバインはリースして、営農する予定です。通作に関しては高松から自動車での移動ということで特に問題ないと考えます。4ページをお開きください。

11番　綾歌町富熊・・・合計面積5,519.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人と経営規模の拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。譲受人のうち、●●と▲▲は新規就農に該当しますが、二人とも農業経験はあり、もう一人の譲受人で認定農業者である■■氏と共同経営で、出荷用のネギを作付けする計画が提出されています。主な従事者は譲受人の3人で、年間を通して、適宜管理を行っていく予定です。●●と▲▲は、申請農地に隣接する中古物件を購入予定で、通作に関しても特に問題はなく、今後は、専業で農業を続けていく考えです。

12番　綾歌町富熊・・・合計面積1,659.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。当案件は新規就農に該当しますが、譲受人が先程の11番の方と同じになりますので、詳しい説明は省略させていただきます。なお、申請地では、地元の方に協力を仰ぎ、みかんや梅を作付けする計画です。

13 番　飯山町上法軍寺・・・合計面積 167.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、自家消費用の野菜を作付けする計画が提出されています。主な従事者は、譲受人本人で、年間 200 日の従事日数を見込んでいます。住所が県外となっていますが、申請農地に隣接する住宅を購入し、10 月に転入予定で、通作に関しても特に問題ありません。農機具等は保有しておらず、手作業で行うということです。

14 番　飯山町西坂元・・・合計面積 291.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、自家消費用のジャガイモやオクラ、ハクサイなどの野菜を作付けする計画が提出されています。主な従事者は、譲受人とその妻で、二人で年間 300 日の従事日数を見込んでいます。高松から車で通作するとのことで特に問題ないと考えますが、今後、時期は未定ですが、実家がある飯山町に移り住む予定です。なお、就農にあたっては、耕運機を購入予定です。5 ページをお開きください。

15 番　飯山町東坂元・・・合計面積 1,755.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稲を作付けする計画が提出されています。

16 番　飯山町東坂元・・・合計面積 3,671.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、同人が経営する農地所有適格法人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上 16 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との

調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。なお、新規就農を目的に農地を取得する案件につきましては、地区の委員さんに申請概要をお伝し、必要に応じて現地調査を行っていただくなど問題ないことを確認しております。御審議、宜しくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんでしょうか。今回は、新規案件は結構あるようですけど、地元の委員さん、推進委員さんは、緻密に現場確認されているようで御座いますので、状況を把握されていると思います。質問等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようでしたら、採決致します。議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1番から16番の各案件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議も無いようですので、議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請16件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。それでは、6ページをお開きください。議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてで御座います。案件は1件です。

1番　飯山町東坂元・・・合計面積408.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、近隣商業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をして頂き、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、宜しくお願いします。

●会長（松永哲夫君）
議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）
特に無いようですので、それでは採決致します。議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番の案件について許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）
それでは、議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請1件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することと致します。次に、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）
7ページをお開きください。議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてで御座います。案件は18件です。

1番　金倉町・・・合計面積458.00㎡【議案読み上げ】
この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番　田村町・・・合計面積873㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所兼住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。8ページをお開きください。

3番　柞原町・・・合計面積5,193.94㎡（内併せ利用地396.94㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建て17棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地と農用地区域内農地になりますが、農用地区域内農地については令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。9ページをお開きください。

4番　川西町北・・・合計面積241.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅2階建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番　本島町笠島・・・合計面積171.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和50年頃に住宅平屋建て1棟と物置1棟が建築され、宅地として使用されていましたが、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、売買による所有権移転を行い、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番　郡家町・・・合計面積13,533.53㎡（内併せ利用地9,859.53㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建て13棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。10ページをお開きください。

7番　郡家町・・・合計面積350.00㎡【議案読み上げ】
この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番　三条町・・・合計面積2,716.12㎡（内併せ利用地696.12㎡）【議案読み上げ】
この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建て8棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域内農地と農用地区域外農地ですが、農用地区域内農地については令和7年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。11ページをお開きください。

9番　三条町・・・合計面積4,445.62㎡（内併せ利用地693.62㎡）【議案読み上げ】
この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建て18棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地と農用地 区域内農地になりますが、農用地区域内農地については令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番　飯野町東二・・・合計面積4,475.97㎡（内併せ利用地3,154.97㎡）【議案読み上げ】
この案件は、所有権移転売買を行い、事業の拡大に伴い敷地拡張の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第1種農地に区分されますが、今回、拡張する面積が既存の面積の2分の1を超えないため、審査基準の例外規定にあたることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当すると考えられます。12ページをお開きください。

11番　飯野町東二・・・合計面積3,333.61㎡（内併せ利用地4.61㎡）【議案読み上げ】
この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建て12棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地と農用地区域外農地になりますが、農用地区域内農地については令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。
12番　垂水町・・・合計面積574.20㎡（内併せ利用地53.20㎡）【議案読み上げ】
この案件は、所有権移転売買を行い、事務所兼住宅平屋建て1棟と車庫・物置の建築整備を図るも

のです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。13ページをお開きください。

13番　垂水町・・・合計面積323.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14番　綾歌町岡田上・・・合計面積2,085.80㎡（内併せ利用地1,572.80㎡）【議案読み上げ】

申請地のうち、●●●●番●は、古くから宅地の一部として使用されていましたが、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き、宅地の一部として利用、もう一方の●●●●番●は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15番　綾歌町栗熊西・・・合計面積1,171.47㎡（内併せ利用地841.47㎡）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、宅地として拡張し、住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16番　綾歌町富熊・・・合計面積894.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和8年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。14ページをお開きください。

17番　綾歌町富熊・・・合計面積495.00㎡【議案読み上げ】

この案件は､所有権移転売買を行い､住宅２階建て１棟及び車庫と物置の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和８年４月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

18 番　飯山町東坂元・・・合計面積 3,671.75 ㎡（内併せ利用地 664.75 ㎡）【議案読み上げ】
この申請地は、タイの方が遺贈により取得されましたが、本人はすでにタイに帰国し、将来にわたり当該申請地の利用が見込めないことから、今回、所有権移転売買を行い、植林事業を計画し、周囲の山林と一体活用を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 18 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をして頂き、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、宜しくお願いします。

●会長（松永哲夫君）
議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）
農地パトロールしている時に、タブレットを使用していますが、転用許可を受けている農地で、まだ、農地として載っているものがあったのですが、農地でなくなったことがタブレットに反映するのはどのくらい時間がかかるのですか。

●会長（松永哲夫君）
今回の転用案件ではないですよね。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

今回の案件ではないです。

●会長（松永哲夫君）

それでは、まず、今回の転用案件について審議して頂き、今の御質問は、後程、お伺いします。今回の 18 件の案件について、何か御質問、御意見は御座いませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決致します。議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 18 番までの各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 18 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することと致します。なお、先に今回提案の議案審議、報告事項を進めますので、御了承ください。議案第 34 号 非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 15 ページをお開きください。議案第 34 号 非農地証明願についてで御座います。案件は 2 件です。

1 番　本島町笠島・・・合計面積 165.00 ㎡【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

2 番　飯山町東坂元・・・合計面積 8,117.00 ㎡【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上2件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議、宜しくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第34号 非農地証明願について、整理番号1番及び2番の各案件を原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第35号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。16 ページをお開きください。議案第 35 号 許可後の事業計画変更申請についてで御座います。案件は1件です。

1番　郡家町・・・合計面積8,899.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年12月5日、分譲住宅2階建て27棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、当該申請地と併せて利用する土地3,674㎡を追加し、住宅13棟を追加で建築するため、事業計画を変更したいと申請がありました。なお、この追加の計画に関しては、先程の議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番で転用許可申請として議案が上がっておりますが、追加する土地が当該申請地と隣接することから、今回の計画変更の申請が併せて必要となります。

以上、御審議、宜しくお願い致します。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

御異議もないようでありますので、議案第35号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号1

番の案件につきましては、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することと致します。それでは報告事項に入ります。報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について一括して事務局より報告致します。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、17 ページをお開きください。報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてで御座います。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 6 件です。17 ページから 18 ページにまたがります。

1 番　金倉町・・・合計面積 7,816.52 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 5 月 8 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御覧ください。

2 番　金倉町・・合計面積 333.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 3 月 13 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

3 番　郡家町・・・合計面積 1,833.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 8 年 2 月 23 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。19 ページをお開きください。

4 番　三条町・・・合計面積 7,152.61 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 3 月 29 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。20 ページをお開きください。

5 番　綾歌町岡田東・・・合計面積 3,972.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 8 年 2 月 17 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。21 ページをお開きください。

6 番　飯山町下法軍寺・・・合計面積 4,385.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 8 年 2 月 15 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。22 ページをお開きください。

報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてで御座います。報告は 2 件です。

1 番　綾歌町岡田上・・・合計面積 1,073.00 ㎡【議案読み上げ】
この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権がされていたものですが、農地の一部を農業用施設に転用するため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番　飯山町川原・・・合計面積 1,667.00 ㎡【議案読み上げ】
この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、自作のため、賃貸人主導により離作料を支払い合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）
ただいまの報告事項につきまして何か御質問、御意見は御座いませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）
無いようですので、報告事項は終わります。それでは、先程の竹林委員の質問についてお伺いします。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）
農地パトロール調査している時に、タブレットを使用していますが、転用許可を受けている農地で、まだ、農地として載っているものがあったのですが、農地でなくなったことがタブレットに反映するのはどのくらい時間がかかるのですか。

●事務局次長（山田健司君）
工事がなかなか進まない状況であれば。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

それは、関係ないんやけど。今日、審議した案件で言えば、何日後に宅地として反映しているかということが知りたい。大体、決まっているんやろ。我々が調査する時に知っていた方がいいと思うんや。

●事務局次長（山田健司君）

登記地目の変更は、工事が完了した後、農業委員会に工事完了証明願を出してもらって、農業委員会がそれ証明し、その証明書等を持って地目変更を法務局でしてもらうことになります。なお、農地パトロール調査に当り、工事の期間等が詳しく知りたいようであれば、お問い合わせ頂ければと思います。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

じゃあ、工事中の登記地目は田や畑で農地のまま状態ということですね。分かりました。

●会長（松永哲夫君）

私も知らないことも多々ありますので、御質問ありがとう御座いました。勉強になります。それでは、以上で６月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会と致します。

（午前１１時２０分終了）